平成２２年（家）第８６号
本籍鹿児島県奄美市笠利町大字笠利574番地、最後の住所鹿児島県大島郡笠利村笠利574番地
不在者　中村　正利
昭和20年７月20日生
平成23年５月27日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所名瀬支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第２９０９号
本籍東京都千代田区三崎町２丁目５番地２、住所東京都大田区山王４―21―６カーサグランデ山王
申立人（失踪者）　水貝　正親
昭和19年５月21日生
平成23年６月24日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２３年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
高知県安芸郡北川村大字野友甲616番地１
申立人　坂本　久夫
権利の届出の終期　平成23年６月22日
平成23年６月23日　安芸簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　安芸郡北川村柏木字中木屋606番
田　347平方メートル
⑵登記年月日　高知地方法務局安芸支局明治31年１月７日
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治31年１月７日書入証書設定
債権額　玄米２石８斗
債務者　濱渦　定平
抵当権者　安芸郡北川村柏木28番屋敷
東野傳太郎
弁済期　明治36年11月迄毎年11月16日を期とし毎期米４斗宛割払

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２８０号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿1965番地１―２階、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県日置市伊集院町麦生田字芦原406番地１
債務者　有限会社カミテック
代表者代表取締役　神　　清高
１　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上山　幸正
４　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月７日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０８３号
福岡市東区箱崎ふ頭５丁目１番17号
債務者　株式会社徳光ロジスティックス
代表者代表取締役　木下加奈子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　栄治
４　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目６番地の36
債務者　有限会社ダイマル古林
代表者代表取締役　古林　　茂
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
４　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時30分
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２７６号
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
債務者　有限会社久保田建設
代表者代表取締役　久保田正人
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９１５号
札幌市白石区本通10丁目南３番１号
債務者　丸金佐々木建設株式会社
代表者代表取締役　佐々木　昭
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸　　巧
４　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
福井市和田東２丁目2010番地
債務者　有限会社東部自動車
代表者代表取締役　堀　　奉文
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
４　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後２時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
茨城県東茨城郡城里町大字小勝385番地
債務者　株式会社根本組
代表者代表取締役　根本　一雄
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩野谷　興
４　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午前10時
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
福井県越前市小松２丁目４番２号
債務者　株式会社吉田六太夫木材
代表者代表取締役　吉田　政治
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森口　功一
４　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
福岡県宮若市原田1418番地の２
債務者　柏木設備工業株式会社
代表者代表取締役　柏木　達郎
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
４　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉７丁目１番６号
債務者　有限会社ラックル
代表者代表取締役　志水　博幸
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
４　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後４時
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
山口県萩市大字東田町143番地
債務者　株式会社みなとや
代表者代表取締役　木原　光久
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
４　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後１時30分
山口地方裁判所萩支部